

## 王寺町・香芝市間の紛争に関する事件の要点

### 第1 調停の付託

香芝・王寺環境施設組合（構成団体は香芝市及び王寺町。以下「組合」という。）の一般廃棄物処理施設「美濃園」の施設更新にあたり、香芝市内で実施される地元対策事業の経費負担（以下「本件地元対策経費」という。）について、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第251条の2第1項の規定に基づき、令和3年12月21日に王寺町から知事に対して、香芝市を相手方として自治紛争処理委員の調停に付することを求める旨の申請があった。

王寺町は、当該申請書において、令和3年10月27日の組合議会で、本件地元対策経費について構成団体間の補助を義務づけること等を定めた条例（以下「組合条例」という。）が可決されたとしている。その上で、概ね以下の3点を主張し、本件地元対策経費を負担する義務が王寺町にないことの確認を求めた。

#### （1）本件地元対策経費の負担者について

地元対策は、これまでもそれぞれの当事者が、それぞれの地元自治会との間で、それぞれの名義で「覚書」等を締結して対応してきており、本件地元対策経費についても香芝市が負担すべき。

#### （2）地方財政法との抵触について

香芝市が事業主体として実施する事業については、地方財政法第9条本文により、香芝市がその費用を負担すべきである。割り当て的な寄附の強要や、それに至らずとも経費の負担区分をみだすようなことは、いずれも地方財政法により禁じられている。

#### （3）地方自治法との抵触について

法第287条第1項では、第3号で「一部事務組合の共同処理する事務」、第7号で「一部事務組合の経費の支弁の方法」等、一部事務組合の規約で規定すべき事項が定められている。組合条例は、これら規約事項を変更するものである。規約の変更は本来法第286条に規定された所定の手続きを経た上で行われなければならない。よって、組合条例は無効である。

これを受けて、法第251条の2第1項の規定により、令和4年3月8日、知事は川崎祥記、小谷真理及び佐伯彰洋を奈良県自治紛争処理委員に任命し調停を付託した。

## 第2 調停の経過

本件において論点となっている組合の共同処理する事務や経費の支弁方法は、構成団体の議会の議決を経て協議により規約で定める事項であることから、奈良県自治紛争処理委員は、当該紛争を王寺町及び香芝市を当事者とした紛争であるとした。そして、当事者である両市町及び関係人である組合に対し法第251条の2第9項の規定に基づき必要な記録の提出や出頭及び陳述を求めてきた。

王寺町はこれらの求めに応じた一方、香芝市は、王寺町の調停申請が違法であると主張し、奈良県自治紛争処理委員からの2度の記録の提出の求め並びに第3回会議における出頭及び陳述の求めに対して応じなかった。香芝市の主張の要点は概ね以下の3点である。

### (1) 紛争の不存在について

法第251条の2第1項でいう「調停」とは紛争を法的に解決することにより、具体的かつ現実的利益の救済を図ることを目的とするものであり、具体的利益の法的請求がなされていない段階では、利益紛争は発生していない。よって、当該調停申請は法第251条の2第1項に違反する。

### (2) 調停当事者としての適格性がないことについて

本件地元対策経費については、その負担者が香芝市か組合かを争うものであり、王寺町は無関係である。

### (3) 紛争解決のための救済利益がないことについて

王寺町が主張する地方財政法違反及び地方自治法違反については、具体的利益の法的請求がなされていない段階においては、王寺町に調停制度を利用する救済利益は存在しない。

## 第3 調停の打ち切り

調停当事者の一方である香芝市は、王寺町の調停申請が違法であると主張しており、第2に記載のとおり記録の提出の求め等に対しても応じなかった。調停は、元来当事者の互譲により両者の意思が十分に尊重されながら主張の不一致を一致させるものである。しかしながら、現状そのような状況にないため、奈良県自治紛争処理委員は調停による解決の見込みがないと認め、令和4年12月15日、法第251条の2第5項の規定に基づき、知事の同意を得て調停を打ち切った。